

東京都ひきこもりに係る支援協議会部会設置要領

令和4年3月28日
3福保生地第1683号

(設置する部会及び検討事項)

第1条 「東京都ひきこもりに係る支援協議会設置要綱」（以下「要綱」という。）第6条に基づき、次のとおり部会を設置し、各項に掲げる事項について検討するものとする。

(1) ひきこもりに関する広報部会

広報に関する事項

(運営)

第2条 部会の運営については、要綱第6条から第12条までの規定を適用する。

(委員の任期)

第3条 部会の委員の任期は、要綱第4条の委員の任期の終期までとし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日から施行する。